

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名       |
|-------|------------|
| 10    | 介護保険に関する事務 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

呉市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに際し、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利・利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させる危険性を軽減させるために必要な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利・利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

呉市長

## 公表日

令和6年6月24日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務     |  |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称                   | 介護保険事務   |
| ②事務の概要                   | ・介護保険法に基づき、呉市介護保険の被保険者に対し資格管理、保険料の賦課・徴収、要介護（要支援）認定及び保険給付等に関する事務を行っている。・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。1. 被保険者の資格管理事務 2. 介護保険料の賦課・徴収・収納事務 3. 要介護（要支援）認定事務 4. 給付管理事務（各種給付サービスの支給決定、負担限度額認定、給付制限等） 5. 地域支援事業事務（介護予防対象者の資格管理・支給決定等） 6. 公的給付の支給等 |
| ③システムの名称                 | 介護保険システム（ライフパートナー）団体内統合利用番号連携サーバー、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム   |
| 2. 特定個人情報ファイル名           |  |
| 介護保険被保険者情報               |  |
| 3. 個人番号の利用               |  |
| 法令上の根拠                   | 番号法第9条第1項、別表の100、135の項   |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 |  |
| ①実施の有無                   | [ 実施する ]<br><選択肢><br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定  |
| ②法令上の根拠                  | 【情報照会】<br>番号法第19条第1項第8号、別表の100、135の項 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表131、132、160の項<br>【情報提供】<br>番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表131の項等   |
| 5. 評価実施機関における担当部署        |  |
| ①部署                      | 呉市福祉保健部介護保険課   |
| ②所属長の役職名                 | 介護保険課長   |
| 6. 他の評価実施機関              |  |
| なし                       |  |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |  |
| 請求先                      | 呉市企画部情報統計課 呉市中央4丁目1番6号 ☎0823-25-3589   |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |  |
| 連絡先                      | 呉市福祉保健部介護保険課 呉市中央4丁目1番6号 ☎0823-25-3176   |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |                 |  |
|--|-----------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が                       | [ 1万人以上10万人未満 ] | <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 平成27年4月1日 時点    |  |
| 2. 取扱者数                                |                 |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ]      | <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満   |
| いつ時点の計数か                               | 平成27年4月1日 時点    |  |
| 3. 重大事故                                |                 |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ]        | <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし   |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類                                      |                              |  |
|--|------------------------------|--|
| [ 基礎項目評価書 ]  |                              | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書<br>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)                     |                              |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                                     | [ 十分である ]                    | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 3. 特定個人情報の使用   |                              |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か                    | [ 十分である ]                    | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か            | [ 十分である ]                    | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない                              |                              |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か                                  | [ 十分である ]                    | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない |                              |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か                                   | [ ]                          | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)            |                              |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                                     | [ 十分である ]                    | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か                                      | [ 十分である ]                    | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 7. 特定個人情報の保管・消去  |                              |  |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か                                | [ 十分である ]                    | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 8. 監査  |                              |  |
| 実施の有無  | [ O ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査 |  |
| 9. 従業者に対する教育・啓発  |                              |  |
| 従業者に対する教育・啓発   | [ 十分に行っている ]                 | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない  |

## 変更箇所

| 変更日        | 項目             | 変更前の記載   | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明                          |
|------------|----------------|--|--|------|------------------------------------|
| 平成28年2月8日  | I 関連情報 連絡先     | 呉市福祉保健部介護保険課 呉市和庄1丁目2番13号 ☎0823-25-3176  | 呉市福祉保健部介護保険課 呉市中央4丁目1番6号 ☎0823-25-3176   | 事後   | 庁舎移転後提出                            |
| 平成31年2月8日  | IV リスク対策       |  | 追加   | 事後   |                                    |
| 令和3年9月1日   | I 関連情報 法令上の根拠  | 番号法第19条第1項第7号  | 番号法第19条第1項第8号  | 事前   |                                    |
| 令和4年10月11日 | I 関連情報 事務の概要   | ・介護保険法に基づき、呉市介護保険の被保険者に対し資格管理、保険料の賦課・徴収、要介護(要支援)認定及び保険給付等に関する事務を行っている。・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。1. 被保険者の資格管理事務 2. 介護保険料の賦課・徴収・収納事務 3. 要介護(要支援)認定事務 4. 給付管理事務(各種給付サービスの支給決定、負担限度額認定、給付制限等) 5. 地域支援事業事務(介護予防対象者の資格管理・支給決定等) | ・介護保険法に基づき、呉市介護保険の被保険者に対し資格管理、保険料の賦課・徴収、要介護(要支援)認定及び保険給付等に関する事務を行っている。・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。1. 被保険者の資格管理事務 2. 介護保険料の賦課・徴収・収納事務 3. 要介護(要支援)認定事務 4. 給付管理事務(各種給付サービスの支給決定、負担限度額認定、給付制限等) 5. 地域支援事業事務(介護予防対象者の資格管理・支給決定等) 6. 公的給付の支給等 | 事前   | 公金受取口座情報の提供開始                      |
| 令和4年10月11日 | I 関連情報 法令上の根拠  | 番号法第9条第1項 別表第一の68の項 内閣府・総務省令第5号の第50条   | 番号法第9条第1項 別表第一の68, 101の項 内閣府・総務省令第5号の第50条, 第74条  | 事前   | 公金受取口座情報の提供開始                      |
| 令和4年10月11日 | I 関連情報 法令上の根拠  | 番号法第19条第1項第8号 別表第二の93～95の項 内閣府・総務省令第7号の第46条, 第47条  | 番号法第19条第1項第8号 別表第二の93～95, 121の項 内閣府・総務省令第7号の第46条, 第47条, 第59条の4   | 事前   | 公金受取口座情報の提供開始                      |
| 令和5年3月15日  | I 関連情報 システムの名称 | 介護保険システム(ライフパートナー)団体内統合利用番号連携サーバー  | 介護保険システム(ライフパートナー)団体内統合利用番号連携サーバー、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム   | 事前   | マイナポータルぴったりサービスのサービス検索・電子申請機能の利用開始 |
| 令和6年6月24日  | I 関連情報 法令上の根拠  | 番号法第9条第1項, 別表第一の68, 101の項 内閣府・総務省令第5号の第50条, 第74条   | 番号法第9条第1項, 別表の100, 135の項   | 事後   |                                    |
| 令和6年6月24日  | I 関連情報 法令上の根拠  | 番号法第19条第1項第8号, 別表第二の93～95, 121の項 内閣府・総務省令第7号の第46条, 第47条, 第59条の4  | 【情報照会】<br>番号法第19条第1項第8号, 別表の100, 135の項 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表131, 132, 160の項<br>【情報提供】<br>番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表131の項等   | 事後   |                                    |